

市職員の給与などを公表します

市では、市職員の給与・職員数について、常にその適正化に努めていますが、このたび平均給料月額などを表にまとめましたのでお知らせします。

1 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A
平成24年度	85,648人	千円 24,096,547	千円 1,520,765	千円 4,536,630	18.8%

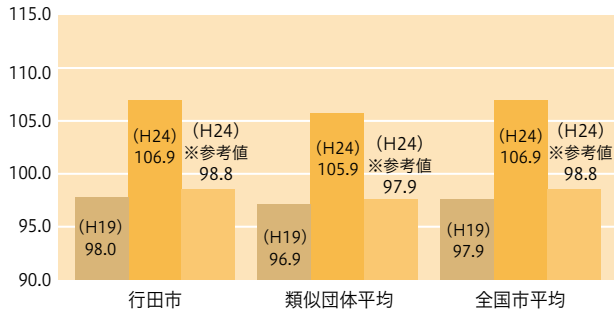
※人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含まれます。

2 職員給与費の状況

区分	職員数 A	給与費				1人当たりの 給与費B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成25年度	525人	千円 1,975,408	千円 486,436	千円 761,182	千円 3,223,026	千円 6,139

※職員数および給与費は、一般会計当初予算に計上された額であり、水道事業や下水道事業、国民健康保険事業などの特別会計に関するものは含まれません。また、職員手当には退職手当を含みません。

3 ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。類似団体平均とは、人口規模や産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※参考値とは、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置がないとした場合の値です。

4 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況

① 一般行政職 (平成24年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
行田市	41.8歳	326,239円	385,401円
埼玉県	43.8歳	349,468円	396,263円
国	42.8歳	304,944(329,917)円	372,906(401,789)円
類似団体	43.2歳	327,748円	362,999円

② 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
行田市	53.3歳	347,765円	388,991円
埼玉県	53.8歳	356,300円	393,809円
国	49.7歳	270,465(285,030)円	307,506(323,181)円
類似団体	49.1歳	314,792円	335,630円

※一般行政職とは、税務職、医療技術職、看護・保健職、福祉職、消防職、企業職、技能労務職、教育職のいずれの職種にも属さない全ての職員をいいます。

※平均給与月額は平均給料月額に扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、管理職手当の毎月決まって支給される各手当の総支給額を、各職種区分の職員数で割った額を加えたものです。

※国の欄におけるかっこ書きは、国家公務員の給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)です。

5 職員の初任給の状況(平成25年4月1日現在)

区分	行田市	埼玉県	国
一般 大学卒	178,800円	178,800円	163,987(172,200)円
行政職 高校卒	144,500円	144,500円	133,418(140,100)円

※国の欄におけるかっこ書きは、国家公務員の給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)です。

6 職員の経験年数・学歴別平均給料月額の状況(平成25年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般 大学卒	263,400円	317,950円	376,217円
行政職 高校卒	—	—	322,880円

※経験年数とは、採用後の年数をいいます。

7 行政職の級別職員数の状況(平成25年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容	主事技師	主事技師	主任	主査	主幹	課長副参事幹	次長	部長参事	
職員数	69人	85人	121人	92人	83人	47人	16人	13人	526人
構成比	13.1%	16.2%	23.0%	17.5%	15.8%	8.9%	3.0%	2.5%	100.0%

※市の給与条例に基づく行政職給料表の級区分による職員数であり、現業職員を含みません。

※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

8 期末手当・勤勉手当

行田市		国	
(24年度支給割合)		(24年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60月分 (1.45月分)	1.35月分 (0.65月分)	2.60月分 (1.45月分)	1.35月分 (0.65月分)
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級などによる加算措置		職制上の段階、職務の級などによる加算措置	
・役職加算 5~20%		・役職加算 5~20%	
		・管理職加算 10~25%	

※かっこ内は、再任用職員に関する支給割合です。

9 退職手当(平成25年4月1日現在)

行田市			国		
(支給率)	自己都合	勲奨・定年	(支給率)	自己都合	勲奨・定年
勤続20年	23.03月分	28.7875月分	勤続20年	23.03月分	28.7875月分
勤続25年	32.83月分	38.955月分	勤続25年	32.83月分	38.955月分
勤続35年	46.55月分	55.86月分	勤続35年	46.55月分	55.86月分
最高限度額	55.86月分	55.86月分	最高限度額	55.86月分	55.86月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		

10 特別職の報酬などの状況 (平成25年4月1日現在)

区 分		給料月額など
給 料	市長	933,000円 (H23.7.1~H27.4.30 839,700円)
	副市長	780,000円 (H23.7.1~H27.4.30 702,000円)
	教 育 長	702,000円 (H23.7.1~H27.4.30 631,800円)
報 酬	議長	482,000円
	副議長	429,000円
	議員	407,000円
期末手当	市長	(24年度支給割合) 3.85月分
	副市長	3.85月分 3.85月分(勤勉手当を含む)
退職手当	議長	(24年度支給割合) 3.65月分
	副議長	3.65月分
	議員	3.65月分
退職手当	市長	(算定方法) 給料月額×在職月数×40/100 (支給時期) 任期毎
	副市長	給料月額×在職月数×30/100 任期毎
	教 育 長	給料月額×在職月数×30/100 任期毎

※H23.7.1からH27.4.30までの間、給与の減額措置として、市長、副市長および教育長の給料の10%を減額しています。

11 人口1万人当たりの職員数 (平成25年4月1日現在)

行田市	66.1人	県内市平均	68.7人
-----	-------	-------	-------

※県内で人口1万人当たりの職員数が最も少ない市は51.7人、最も多い市は113.5人となっており、行田市は最少市から数えて21番目に位置しています。

12 部門別職員数の状況 (各年4月1日現在)

部 門	区 分		対前年増減数 (人)
	H24	H25	
一般行政部門	342	337	△5
特別行政部門 (教育・消防)	173	182	9
普通会計	515	519	4
公営企業等会計部門 (水道・下水道・その他)	40	40	0
合 計	555	559	4

▶問い合わせ 人事課人事給与担当(内線208)

**都市計画変更案の
縦覧を行います**

行田市都市計画の変更にあたり、都市計画法第17条に基づき、変更案を広くお知らせし、皆さんの意見をいただくために、変更案の縦覧を行います。

▼縦覧日時 11月22日(金)～12月6日(金)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日を除く)

▼縦覧場所 行田市都市計画課、埼玉県都市計画課、埼玉県行田市国土整備事務所
※変更案は埼玉県都市計画課ホームページで見ることができます。

▼縦覧内容 「行田市都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」および「行田市都市計画区域区分」の変更案 (埼玉県決定)

変更案に意見のある方は、意見書を提出することができます

▼提出できる方 市内在住の方および利害関係人

▼意見提出方法 持参、郵送、埼玉県電子申請届出サービスのいずれかの方法で12月6日(金)午後5時15分(必着)までに提出してください。【持参・郵送】

〒361-0052 行田市本丸2-20 行田市都市計画課、〒330-0930 1 埼玉県都市計画課※埼玉県行田市国土整備事務所は持参のみ受け付け

▼問い合わせ 行田市都市計画課 ☎55

01550または埼玉県都市計画課 ☎048-830-5341

**平成25・26年度
行田市物品売買等の
競争入札参加資格審査申請書を
追加で受け付けます**

平成25・26年度の競争入札参加資格審査申請書の追加受け付けを実施します。

▼日時 11月18日(月)～29日(金)(土・日曜日を除く) 午前9時30分～11時30分、午後1時30分～4時

▼受付場所 契約検査課

▼受付業務 物品売買等(建設資材を含む)、建築物管理

▼申請に関する手続き・申請書の入手方法 手引き・申請書は、市ホームページからダウンロードできます。※契約検査課窓口での配布は、11月1日(金)から行います。

▼有効期間 平成26年1月1日～平成27年5月31日

▼その他

・手引きを参照の上、申請書類および添付書類を提出してください。
・建設工事、設計・調査・測量、土木施設維持管理業務の受け付けは、埼玉県電子入札共同システムを利用した共同窓口申請になります。

▼問い合わせ 同課契約担当(内線213・214)